

令和5年度
特定教育・保育施設 実地指導 自主点検表
(認定こども園・保育所・幼稚園)

法人名					法人代表者の氏名		
施設の名称					施設長の氏名		
施設の類型	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園				施設の所在地 (〒 - - -) 電話番号: FAX番号:		
利用定員(全体)	全体 人(1号 人, 2号 人, 3号 人)						
利用定員の内訳	0歳 人	1歳 人	2歳 人	3歳 人	4歳 人	5歳 人	備考
自主点検表作成日	年 月 日			作成者 職・氏名			

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

令和5年5月作成

特定教育・保育施設の点検項目	
第1	基本方針(一般原則)
第2	利用定員の基準
第3	<p>運営の基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明並びに同意</p> <p>2 提供拒否の禁止等</p> <p>3 あっせん、調整及び要請に対する協力</p> <p>4 受給資格等の確認</p> <p>5 教育・保育給付認定の申請に係る援助</p> <p>6 心身の状況等の把握</p> <p>7 小学校等との連携</p> <p>8 教育・保育の提供の記録</p> <p>9 利用者負担額等の受領</p> <p>10 施設型給付費等の額に係る通知</p> <p>11 特定教育・保育の取扱方針</p> <p>12 特定教育・保育に関する評価等(自己評価、関係者評価、第三者評価)</p> <p>13 相談及び援助</p> <p>14 緊急時等の対応</p> <p>15 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知</p> <p>16 運営規程</p> <p>17 勤務体制の確保等</p> <p>18 定員の遵守</p> <p>19 重要事項等の掲示</p> <p>20 教育・保育給付認定子どもの平等な取扱い</p> <p>21 虐待等の禁止</p> <p>22 懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>23 秘密の保持等</p> <p>24 情報の提供等</p> <p>25 利益供与等の禁止</p> <p>26 苦情への対応等</p> <p>27 地域との連携等</p> <p>28 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>29 会計の区分</p> <p>30 記録の整備</p> <p>31 電磁的記録等</p> <p>32 変更届の提出</p>
第4	<p>加算等の適用に係る要件</p> <p>1 基本部分(基本分単価)</p> <p>2 基本加算部分</p> <p>3 加減調整部分</p> <p>4 乗除調整部分</p> <p>5 特定加算部分</p>

特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	保育所(保育認定2・3号)

I 基本部分	1 基本分単価
--------	---------

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算Ⅰ	有 · 無	
	2 3歳児配置改善加算	有 · 無	
	3 休日保育加算	有 · 無	
	4 夜間保育加算	有 · 無	
	5 減価償却費加算	有 · 無	
	6 賃借料加算	有 · 無	
	7 チーム保育推進加算	有 · 無	
	8 副食費徴収免除加算	有 · 無	
III 加減調整部分	1 分園の場合	有 · 無	
	2 施設長を配置していない場合	有 · 無	
	3 土曜日に閉所する場合	有 · 無	
	4 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有 · 無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常的に超過する場合	有 · 無	
V 特定加算部分	1 主任保育士専任加算	有 · 無	
	2 療育支援加算	有 · 無	
	3 事務職員雇上費加算	有 · 無	
	4 処遇改善等加算Ⅱ	有 · 無	
	5 処遇改善等加算Ⅲ	有 · 無	
	6 高齢者等活躍促進加算	有 · 無	※3月分の委託費のみ適用
	7 施設機能強化推進費加算	有 · 無	※3月分の委託費のみ適用
	8 小学校接続加算	有 · 無	※3月分の委託費のみ適用
	9 栄養管理加算	有 · 無	
	10 第三者評価受審加算	有 · 無	※3月分の委託費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況
※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	認定こども園(教育標準時間認定1号)

I 基本部分	1 基本分単価
--------	---------

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有 · 無	
	2 副園長・教頭配置加算	有 · 無	
	3 学級編成調整加配加算	有 · 無	
	4 3歳児配置改善加算	有 · 無	
	5 満3歳児対応加配加算	有 · 無	
	6 講師配置加算	有 · 無	
	7 チーム保育加配加算	有 · 無	
	8 通園送迎加算	有 · 無	
	9 給食実施加算	有 · 無	
	10 外部監査費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	11 副食費徴収免除加算	有 · 無	
III 加減調整部分	1 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	有 · 無	
	2 年齢別配置基準を下回る場合	有 · 無	
	3 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	有 · 無	
	4 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有 · 無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常的に超過する場合	有 · 無	
V 特定加算部分	1 療育支援加算	有 · 無	
	2 事務職員配置加算	有 · 無	
	3 指導充実加配加算	有 · 無	
	4 事務負担対応加配加算	有 · 無	
	5 処遇改善等加算 II	有 · 無	
	6 処遇改善等加算 III	有 · 無	
	7 施設関係者評価加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	8 施設機能強化推進費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	9 小学校接続加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	10 第三者評価受審加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	認定こども園(保育認定2・3号)

I 基本部分	1 基本分単価
--------	---------

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有 · 無	
	2 3歳児配置改善加算	有 · 無	
	3 休日保育加算	有 · 無	
	4 夜間保育加算	有 · 無	
	5 チーム保育加配加算	有 · 無	
	6 減価償却費加算	有 · 無	
	7 賃借料加算	有 · 無	
	8 外部監査費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	9 副食費微収免除加算	有 · 無	
III 加減調整部分	1 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	有 · 無	
	2 分園の場合	有 · 無	
	3 土曜日に閉所する場合	有 · 無	
	4 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	有 · 無	
	5 年齢別配置基準を下回る場合	有 · 無	
	6 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	有 · 無	
	7 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有 · 無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常的に超過する場合	有 · 無	
V 特定加算部分	1 療育支援加算	有 · 無	
	2 処遇改善等加算 II	有 · 無	
	3 処遇改善等加算 III	有 · 無	
	4 施設関係者評価加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	5 高齢者等活躍促進加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	6 施設機能強化推進費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	7 小学校接続加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	8 栄養費管理加算	有 · 無	
	9 第三者評価受審加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

特定教育・保育等に要する費用の額(公定価格)の算定に関する基準における適用状況

※ 2 加算等の適用状況について記入願います。

1 基本情報	
項目	内容
適用年度	令和4年度
施設等の区分	幼稚園(教育標準時間認定1号)

I 基本部分	1 基本分単価
--------	---------

2 加算等の適用状況【令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)】※			
区分	加算項目	適用の有無	適用対象外となった月がある場合は記入
II 基本加算部分	1 処遇改善等加算 I	有 · 無	
	2 副園長・教頭配置加算	有 · 無	
	3 3歳児配置改善加算	有 · 無	
	4 満3歳児対応加配加算	有 · 無	
	5 講師配置加算	有 · 無	
	6 チーム保育加配加算	有 · 無	
	7 通園送迎加算	有 · 無	
	8 給食実施加算	有 · 無	
	9 外部監査費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	10 副食費徴収免除加算	有 · 無	
III 加減調整部分	1 年齢別配置基準を下回る場合	有 · 無	
IV 乗除調整部分	1 定員を恒常的に超過する場合	有 · 無	
	2 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	有 · 無	
V 特定加算部分	1 主幹教諭等専任加算	有 · 無	
	2 子育て支援活動費加算	有 · 無	
	3 療育支援加算	有 · 無	
	4 事務職員配置加算	有 · 無	
	5 指導充実加配加算	有 · 無	
	6 事務負担対応加配加算	有 · 無	
	7 処遇改善等加算 II	有 · 無	
	8 処遇改善等加算 III	有 · 無	
	9 施設関係者評価加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	10 施設機能強化推進費加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	11 小学校接続加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用
	12 栄養管理加算	有 · 無	
	13 第三者評価受審加算	有 · 無	※3月分の給付費のみ適用

※ 令和4年4月～令和5年3月の加算の適用状況を記入してください

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

認定こども園法	→ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)
法	→ 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)
施行令	→ 子ども・子育て支援法施行令(平成26年6月13日政令第213号)
施行規則	→ 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)
平26府令39	→ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府令第39号)
市条例	→ 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第35号)
告示	→ 特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)
留意事項通知	→ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号) ※ 改正(令和5年2月20日府子本第138号、4文科初第2190号、子発0220第1号) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号)
処遇改善等加算通知	→ ※ 改正(令和4年11月7日府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107第3号)

【留意点】

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法…算式1又は算式2を用いて日割りにより算定すること

【算式1(月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法)】告示により算定された各月の公定価格×その月の月途中の利用開始日からの開所日数(注1)÷日数(注2)

【算式2(月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法)】告示により算定された各月の公定価格×その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数(注1)÷日数(注2)

(注1)…特定教育・保育等の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。(注2)…教育標準時間認定の子どもの場合20日、それ以外の子どもの場合25日

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法…認定区分が変更した日の属する月の翌月(月初日に変更になった場合はその月)から適用する公定価格を変更すること。
ただし、認定区分の変更と併せて利用する施設等も変更となる場合は、変更前後の施設等において、(1)の方法により算定すること。

(3) 充足すべき職員数の算定方法…常勤以外の職員を配置する場合については、次の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。

【算式】常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値

●虚偽等の場合の返還措置

公定価格における充足すべき職員の配置状況や各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握する。

指導監査の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

点検項目	幼稚園	幼保園	他こ園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)							
第1 基本方針																		
1 基本方針	●	●	●	●	(1) 良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保することを目指しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第3条第1項 市条例第3条第1項								
	●	●	●	●	(2) 特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第33条第6項 平26府令39第3条第2項 市条例第3条第2項								
	●	●	●	●	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第33条第4項 平26府令39第3条第3項 市条例第3条第3項								
	●	●	●	●	(4) 特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第3条第4項 市条例第3条第4項	虐待防止のための責任者設置状況 研修記録、職員会議の記録等							
第2 利用定員に関する基準																		
1 利用定員に関する基準	●	●	●		(1) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の利用定員の数が20人以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第4条第1項 市条例第4条第1項								
	●	●	●	●	(2) 次に掲げる特定教育・保育施設の種別に応じ、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもにあっては、1歳未満の小学校就学前子ども及び1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第4条第2項 市条例第4条第2項	運営規程							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>定めるべき小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>法第19条第1項第1号、第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>法第19条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>法第19条第1項第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	定めるべき小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	認定こども園	法第19条第1項第1号、第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)	幼稚園	法第19条第1項第1号	保育所	法第19条第1項第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
施設種別	定めるべき小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員																	
認定こども園	法第19条第1項第1号、第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)																	
幼稚園	法第19条第1項第1号																	
保育所	法第19条第1項第2号及び第3号(1歳未満、1歳以上それぞれの利用定員)																	
				<p>子ども子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用可能な子どもの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>満3歳以上の小学校就学前子ども (第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) ※ 以下、「1号認定子ども」という。</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「2号認定子ども」という。</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「3号認定子ども」という。</td> </tr> </tbody> </table>	利用可能な子どもの区分		第1号	満3歳以上の小学校就学前子ども (第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) ※ 以下、「1号認定子ども」という。	第2号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「2号認定子ども」という。	第3号	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「3号認定子ども」という。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
利用可能な子どもの区分																		
第1号	満3歳以上の小学校就学前子ども (第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) ※ 以下、「1号認定子ども」という。																	
第2号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「2号認定子ども」という。																	
第3号	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ※ 以下、「3号認定子ども」という。																	

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
第3 運営の基準											
1 内容及び手続の説明並びに同意	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、次の事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第5条第1項 市条例第5条第1項	
					No. 重要事項説明書に記載が必要な事項						
					ア 運営規程の概要(16(1)ア～サの内容を含むこと。)						
					イ 職員の勤務体制						
					ウ 利用者負担額						
					エ その他利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項						
2 提供拒否の禁止等	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第33条第1項 平26府令39第6条第1項 市条例第6条第1項	
	●	●	●		(2) 1号認定子どもの利用申込の数及び特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が当該特定教育・保育施設の定める利用定員を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序等、公正な方法により選考しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第6条第2項 市条例第6条第2項	
	●	●	●		(3) 2号・3号認定子どもの利用申込の数及び特定教育・保育施設を現に利用している2号・3号認定子どもの総数が当該特定教育・保育施設の定める利用定員を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第6条第3項 市条例第6条第3項	
	●	●	●	●	(4) (2)及び(3)の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第6条第4項 市条例第6条第4項	
	●	●	●	●	(5) 利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定教育・保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第6条第5項 市条例第6条第5項	

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第42条第1項 平26府令39第7条第1項 市条例第7条第1項	
					(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。						
4 受給資格等の確認	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、次の事項を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第8条 市条例第8条 施行規則第6条	支給認定証の写し、市の通知等
					No. 教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、確認する項目 ア 教育・保育給付認定の有無 イ 教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分 ウ 教育・保育給付認定の有効期間 エ 保育必要量 オ 教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日 カ 教育・保育給付認定に係る小学校就学前の子どもの氏名及び生年月日 キ 交付の年月日及び支給認定証番号 ク その他必要な事項						
5 教育・保育給付認定の申請に係る援助	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第9条第1項 市条例第9条1項	
					(2) 緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている当該認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。						
6 心身の状況等の把握	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育の提供に当たって、次の事項等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第10条 市条例第10条	児童票等
					No. 子どもの心身の状況の把握において確認すべき項目 ア 教育・保育給付認定子どもの心身の状況 イ 教育・保育給付認定子どもの置かれている環境 ウ 他の特定教育・保育施設等の利用状況						
7 小学校等との連携	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第11条 市条例第11条	指導要録 小学校等との連携記録

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
8 教育・保育の提供の記録	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育を提供の際は、次のアからウに掲げる必要な事項を記録しているか。 No. 記録が必要な事項 ア 提供日 イ 提供した教育・保育の内容 ウ その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第12条 市条例第12条	日誌、出席記録簿等
9 利用者負担額等の受領	●	●	●		(1) 特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満の保育認定子どもの保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第27条第3項第2号、 法第28条第2項第2号、第2項第3号 平26府令39第13条第1項 市条例第13条第1項	
	●	●	●		(2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る法第27条第3項第1号に規定する「特定教育・保育費用基準額」の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第13第2項 市条例第13条第2項	
	●	●	●	●	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と「特定教育・保育費用基準額」との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第13条第3項 市条例第13条第3項	運営規程 重要事項説明書 請求根拠を示した書類
	●	●	●	●	(4) (1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育施設において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次のアからオに掲げる費用のみとしているか。 No. 支払を受けることが可能な費用 ア 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用 ウ 次に掲げるものを除く食事の提供に要する費用 ・副食費の免除を受けた子どもの副食費 ・満3歳未満保育認定子どもに対する主食費及び副食費 エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第13条第4項 市条例第13条第4項	運営規程 重要事項説明書 請求根拠を示した書類 請求書
	●	●	●	●	(5) (1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。 ※ あらかじめ説明をし、口座引き落としにより支払を受けることとしている場合は、通帳の記載等でも可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第13第5項 市条例第13条第5項 事業所向けFAQ	領収書 振込の際の明細書
	●	●	●	●	(6) (3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。 ※ (4)については、必ずしも文書による同意を要しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第13条第6項 市条例第13条第6項	重要事項説明書又は個別の同意書

点検項目	幼稚園	幼保園	他こ園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)				
10 施設型給付費の額に係る通知	●	●	●		(1) 法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型保育給付の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第14条第1項 条例第14条第1項	法定代理受領受領通知				
					(2) 9(2)の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第14条第2項 条例第14条第2項	特定教育・保育提供証明書				
11 特定教育・保育の取扱方針	●	●	●	●	(1) 次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第15条第1項 市条例第15条第1項					
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>特定教育・保育施設種類</th> <th>教育・保育の提供時に則るべき指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>イ以外の認定こども園</td> <td>幼稚園教育要領・保育所保育指針</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>保育所</td> <td>保育所保育指針</td> </tr> </tbody> </table>							No.	特定教育・保育施設種類	教育・保育の提供時に則るべき指針等	ア
No.	特定教育・保育施設種類	教育・保育の提供時に則るべき指針等													
ア	幼稚園	幼稚園教育要領													
イ	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領													
ウ	イ以外の認定こども園	幼稚園教育要領・保育所保育指針													
エ	保育所	保育所保育指針													
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たって、(1)ウに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平26府令39第15条第2項 市条例第15条第2項											
12 特定教育・保育に関する評価等(自己評価、関係者評価、第三者評価)	●	●	●	●	(1) 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第16条第1項 市条例第16条第1項	保育士の自己評価の記録 保育所の自己評価の記録				
					(2) 特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
13 相談及び援助	●	●	●	●	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第17条 市条例第17条					
					(1) 教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
14 緊急時等の対応	●	●	●	●	職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合やその他必要な場合において、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第18条 市条例第18条	事故報告書等の記録				
					(1) 特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
15 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知(不正受給の防止)	●	●	●	●		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第19条 市条例第19条					

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																								
16 運営規程	●	●	●	●	(1) 次のアからサに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ●運営規程に定めている項目にチェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第20条 市条例第20条	運営規程																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>運営規程に定めるべき内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>施設の目的及び運営の方針</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>提供する特定教育・保育の内容</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>職員の職種、員数及び職務の内容</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</td></tr> <tr> <td>カ</td><td>小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</td></tr> <tr> <td>キ</td><td>特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(2(2)及び(3)の選考方法を含む。)</td></tr> <tr> <td>ク</td><td>緊急時等における対応方法</td></tr> <tr> <td>ケ</td><td>非常災害対策</td></tr> <tr> <td>コ</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr> <tr> <td>サ</td><td>その他施設の運営に関する重要な事項</td></tr> </tbody> </table>	No.	運営規程に定めるべき内容	ア	施設の目的及び運営の方針	イ	提供する特定教育・保育の内容	ウ	職員の職種、員数及び職務の内容	エ	特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日	オ	教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	カ	小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	キ	特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(2(2)及び(3)の選考方法を含む。)	ク	緊急時等における対応方法	ケ	非常災害対策	コ	虐待の防止のための措置に関する事項	サ	その他施設の運営に関する重要な事項						
No.	運営規程に定めるべき内容																																		
ア	施設の目的及び運営の方針																																		
イ	提供する特定教育・保育の内容																																		
ウ	職員の職種、員数及び職務の内容																																		
エ	特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日																																		
オ	教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額																																		
カ	小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員																																		
キ	特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(2(2)及び(3)の選考方法を含む。)																																		
ク	緊急時等における対応方法																																		
ケ	非常災害対策																																		
コ	虐待の防止のための措置に関する事項																																		
サ	その他施設の運営に関する重要な事項																																		
17 勤務体制等の確保等	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、施設ごとに職員の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第21条第1項 市条例第21条第1項	勤務表(シフト表)																								
	●	●	●	●	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。 ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第21条第2項 市条例第21条第2項	勤務表(シフト表) 出勤簿(タイムカード等)																								
	●	●	●	●	(3) 職員の資質の向上のために、職員に研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第21条第3項 市条例第21条第3項	研修記録																								
18 定員の遵守	●	●	●	●	(1) 当該年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待等その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第22条 市条例第22条																									
19 重要事項等の掲示	●	●	●	●	(1) 施設の見やすい場所に、次のアからエに掲げる重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第23条 市条例第23条	掲示物																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>必要な掲示物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>運営規程の概要(16(1)ア～サの内容を含むこと)</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>職員の勤務の体制</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>利用者負担額</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項</td></tr> </tbody> </table>	No.	必要な掲示物	ア	運営規程の概要(16(1)ア～サの内容を含むこと)	イ	職員の勤務の体制	ウ	利用者負担額	エ	その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項																				
No.	必要な掲示物																																		
ア	運営規程の概要(16(1)ア～サの内容を含むこと)																																		
イ	職員の勤務の体制																																		
ウ	利用者負担額																																		
エ	その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項																																		

点検項目	幼稚園	幼保園	他こ園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
20 教育・保育給付認定子どもの平等な取扱い	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第24条 市条例第24条											
21 虐待等の禁止	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が教育・保育給付認定子どもに対して行う行為</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</td></tr><tr><td>イ</td><td>教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。</td></tr><tr><td>ウ</td><td>教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによるア、イ又はエに掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</td></tr><tr><td>エ</td><td>教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</td></tr></tbody></table>	No.	児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が教育・保育給付認定子どもに対して行う行為	ア	教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	イ	教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。	ウ	教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによるア、イ又はエに掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。	エ	教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第25条 市条例第25条 児童福祉法第33条の10	
No.	児童福祉法第33条の10各号に掲げる職員が教育・保育給付認定子どもに対して行う行為																				
ア	教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。																				
イ	教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。																				
ウ	教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによるア、イ又はエに掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。																				
エ	教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。																				
22 懲戒に係る権限の濫用禁止	●	●			(1) 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のため必要な措置を探るときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第26条 市条例第26条											
23 秘密保持等	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第1項 市条例第27条第1項	苦情処理記録										
	●	●	●	●	(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第2項 市条例第27条第2項	秘密保持の誓約書 就業規則										
	●	●	●	●	(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第27条第3項 市条例第27条第3項	個人情報に関する同意書										
24 情報の提供等	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第28条第1項 市条例第28条第1項	パンフレット等										
	●	●	●	●	(2) 特定教育・保育施設について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第28条第2項 市条例第28条第2項	パンフレット等										
25 利益供与等の禁止	●	●	●	●	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して特定教育・保育施設を紹介することの対償として、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第29条第1項 市条例第29条第1項											
	●	●	●	●	(2) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第29条第2項 市条例第29条第2項											

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)							
26 苦情への対応等	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(1) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第1項 市条例第30条第1項	重要事項説明書(苦情解決体制の明示) 苦情受付箱 苦情解決体制の明示							
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第2項 市条例第30条第2項	苦情受付・解決に係る記録							
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(3) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第3項 市条例第30条第3項	苦情受付・解決に係る記録							
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(4) 提供した特定教育・保育施設に応じ、児童福祉法第14条第1項の規定により市町村が行う実地指導等の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第4項 市条例第30条第4項	苦情受付・解決に係る記録							
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第30条第5項 市条例第30条第5項	市町村への報告記録							
27 地域との連携等	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(1) 特定教育・保育施設の運営に当たって、地域住民等との連携及び協力をを行う等により地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第31条 市条例第31条								
28 事故発生の防止及び発生時の対応	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(1) 事故の発生又はその対応・事故の再発を防止するため、次のアからウに掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第1項 市条例第32条第1項								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>必要な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	必要な措置	ア	事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	イ	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	ウ	事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
No.	必要な措置																	
ア	事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。																	
イ	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。																	
ウ	事故発生の防止のための委員会等の開催及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。																	
<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(2) 特定教育・保育の提供時に、教育・保育給付認定子どもに対し、事故が発生した場合は、速やかに市及び当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第2項 市条例第32条第2項	事故記録								
<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(3) (2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第3項 市条例第32条第3項	事故記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>				(4) 特定教育・保育の提供時に、教育・保育給付認定子どもに対し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第32条第4項 市条例第32条第4項	損害賠償に係る書類							

点検項目	幼稚園	幼保園	他こ園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
29 会計の区分	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第33条 市条例第33条	決算書類等												
30 記録の整備	●	●	●	●	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第34条第1項 市条例第34条第1項	決算書類等												
	●	●	●	●	(2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第34条第2項 市条例第34条第2項	諸記録												
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>記録の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>特定教育・保育の取扱方針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画(点検項目11)</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>教育・保育の提供の記録に掲げる特定教育・保育の提供の記録(点検項目8)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>教育・保育給付認定保護者に関する市への通知に係る記録(点検項目15)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>苦情への対応等の記録(点検項目26)</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>事故発生の防止及び発生時の対応についての記録(点検項目28)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	記録の種類	ア	特定教育・保育の取扱方針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画(点検項目11)	イ	教育・保育の提供の記録に掲げる特定教育・保育の提供の記録(点検項目8)	ウ	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知に係る記録(点検項目15)	エ	苦情への対応等の記録(点検項目26)	オ	事故発生の防止及び発生時の対応についての記録(点検項目28)						
No.	記録の種類																						
ア	特定教育・保育の取扱方針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画(点検項目11)																						
イ	教育・保育の提供の記録に掲げる特定教育・保育の提供の記録(点検項目8)																						
ウ	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知に係る記録(点検項目15)																						
エ	苦情への対応等の記録(点検項目26)																						
オ	事故発生の防止及び発生時の対応についての記録(点検項目28)																						

点検項目	幼稚園	幼保園	他園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	
31 電磁的記録等	●	●	●	●	(1) 教育・保育給付認定保護者に対して、書面等の交付に代えて電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項(以下、「記載事項」という。)を提供しようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 No. 電磁的方法により提供する場合、あらかじめ示して、承諾を得るもの ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 ※ 教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるもの。 (電磁的方法の例) ・PDFファイルの重要事項を電子メール等で送受信する方法 ・磁気ディスク、シー・ディー・ロム等に重要事項を記録し、交付する方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第62条第2項～第4項 市条例第53条第2項及び第3項	
	●	●	●	●	(2) (1)の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、(1)に規定する記載事項の提供を電磁的方法によりしていないか。 ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び(1)の承諾をした場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第5項 市条例第53条第4項		
	●	●	●	●	(3) 教育・保育給付認定保護者に対して、書面等による同意に代えて電磁的方法により当該書面等による同意を得ようとするときは、あらかじめ、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 No. 電磁的方法により同意を得る場合、あらかじめ示して、承諾を得るもの ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 ※ 教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるもの。 (電磁的方法の例) ・PDFファイルの重要事項を電子メール等で送受信する方法 ・磁気ディスク、シー・ディー・ロム等に重要事項を記録し、交付する方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条第6項において準用する同条第2項～第4項 市条例第53条第5項において準用する同条第2項及び第3項		
	●	●	●	●	(4) (3)の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、(3)に規定する同意を電磁的方法によりしていないか。 ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び(1)の承諾をした場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平26府令39第62条6項において準用する同条第5項 市条例第53条第5項において準用する同条第4項		

点検項目	幼稚園	幼保園	他こ園	保育所	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
32 変更届の提出	●	●	●	●	(1) 特定教育・保育施設の名称及び所在地その他施行規則第33条で定める次のアからクに掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長(子育てあんしん課)に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第35条 施行規則第33条	

No.	子ども・子育て支援法施行規則第33条に掲げる届出事項		
ア	施設等の名称及び所在地	オ	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
イ	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	カ	運営規程
ウ	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書(当該事業に関するものに限る)	キ	施設型給付費等の請求に関する事項
エ	施設等の建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示すること。)並びに施設の概要	ク	役員の氏名、生年月日、住所

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																								
第4 加算等の主眼事項及び着眼点【認定こども園(教育標準時間認定1号・保育認定2・3号)】																																																																																		
I 基本部分																																																																																		
1 基本分単価	●	●	●	(1) 基本分単価(保育認定こどもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は、次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらを充足しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 II 1、別紙4 II 1																																																																										
				(ア) 保育教諭等 基本分単価における必要「保育教諭(注1)」等の数は、以下の i と ii を合計した数であるか。ただし、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する保育教諭等は、除く。 i 年齢別配置基準(注2)(必要人員数の計算:自動計算) [4歳以上児数 × 1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))] + [3歳以上児及び満3歳児数 × 1/20(〃)] + [1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る) × 1/6(〃)] + {乳児数 × 1/3(〃)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入) ●令和5年3月1日現在の状況を記載 (単位:人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	職員配置について記載されている資料																																																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準 必要数</th> <th rowspan="2">配置職員数</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>乳児</th> <th>3人につき1人</th> <th>0歳児</th> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2歳児</td> <td>6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳児</td> <td>20人につき1人</td> <td>満3歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td></td> <td>3歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30人につき1人</td> <td>4歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5歳児</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児	定員数	在籍数	1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0					2歳児			0.0			満3歳児	20人につき1人	満3歳児			0.0			3歳児		3歳児			0.0			4歳以上児	30人につき1人	4歳児			0.0					5歳児			0.0			施設合計			0	0	0.0	0										
年齢別配置基準		利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準 必要数	配置職員数		判定																																																																										
乳児	3人につき1人		0歳児	定員数			在籍数																																																																											
1、2歳児	6人につき1人	1歳児			0.0																																																																													
		2歳児			0.0																																																																													
満3歳児	20人につき1人	満3歳児			0.0																																																																													
3歳児		3歳児			0.0																																																																													
4歳以上児	30人につき1人	4歳児			0.0																																																																													
		5歳児			0.0																																																																													
施設合計			0	0	0.0	0																																																																												
				<table border="1"> <tr> <td>注1</td> <td>保育教諭</td> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>以下のすべてを満たす者を言う。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 <経過措置> 令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の認定こども園</td> <td>以下のいずれかを満たす者を言う(副園長及び教頭については、この限りでない。) ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者</td> </tr> </table>	注1	保育教諭	幼保連携型認定こども園	以下のすべてを満たす者を言う。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 <経過措置> 令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。			その他の認定こども園	以下のいずれかを満たす者を言う(副園長及び教頭については、この限りでない。) ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者				資格の証明書(保育士証又は幼稚園教諭免許状等)																																																																		
注1	保育教諭	幼保連携型認定こども園	以下のすべてを満たす者を言う。 ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者 <経過措置> 令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。																																																																															
		その他の認定こども園	以下のいずれかを満たす者を言う(副園長及び教頭については、この限りでない。) ① 幼稚園教諭免許状を有する者 ② 保育士としての登録を受けた者																																																																															
				<table border="1"> <tr> <td>注2</td> <td>年齢の区分</td> <td>乳児</td> <td>年度の初日の前日における満年齢によるものであること。(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1・2歳児(保育認定こどもに限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>満3歳児</td> <td>その利用子どもの当該年度内に限り適用される区分。 ① 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者 ② 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中に満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3歳児</td> <td>年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4歳以上児</td> <td>(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)</td> </tr> </table>	注2	年齢の区分	乳児	年度の初日の前日における満年齢によるものであること。(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)			1・2歳児(保育認定こどもに限る)				満3歳児	その利用子どもの当該年度内に限り適用される区分。 ① 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者 ② 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中に満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者			3歳児	年度の初日の前日における満年齢によるものであること。			4歳以上児	(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)																																																										
注2	年齢の区分	乳児	年度の初日の前日における満年齢によるものであること。(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)																																																																															
		1・2歳児(保育認定こどもに限る)																																																																																
		満3歳児	その利用子どもの当該年度内に限り適用される区分。 ① 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者 ② 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中に満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者																																																																															
		3歳児	年度の初日の前日における満年齢によるものであること。																																																																															
		4歳以上児	(例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)																																																																															

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)
1 基本分単価	●	●	●	ii その他	No.	要件	備考	必要配置数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 II 1、別紙4 II 1
					a	保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設は、1名追加		1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					b	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1名追加	利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					c	主幹保育教諭等を2人専任化させるための代替保育教諭等を2名追加(うち1名は非常勤講師等でも可)	当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				(イ) その他	i	園長(施設長)	利用定員40人以下の施設	1人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					ii	調理員等	利用定員41人以上150人以下の施設	2人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
							利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					iii	事務職員又は非常勤事務職員	施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。 非常勤職員については、1人分の費用(教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。)及び週2日分の費用を算定		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					iv	学校医(嘱託医)、学校歯科医(嘱託歯科医)及び学校薬剤師(嘱託薬剤師)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		嘱託契約書等

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																					
II 基本加算部分																															
1 処遇改善等加算 I	●	●	●	<p>(1) 処遇改善等加算 I を、確実に職員(非常勤職員を含む。)の賃金改善に充てているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算 I の加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員(令和4年4月1日時点)の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。</p> <p>●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載</p> <table border="1"> <tr> <th>平均経験年数</th> <th>常勤職員数</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(3) 処遇改善等加算 I の加算率のうち、賃金改善要件分(うちキャリアパス要件分を含む。)を適用する場合は、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>賞与</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>手当</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>一時金等</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (キャリアパス要件分を適用している場合)キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算 II を適用しているか。</p> <p>ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	平均経験年数	常勤職員数			項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	処遇改善等加算通知第4	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
平均経験年数	常勤職員数																														
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																										
基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無																										
手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無																										
2 副園長・教頭配置加算	●			<p>(1) この加算の認定がされている場合、園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす「副園長」又は「教頭」を配置しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。</td> <td>認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。</td> <td>認定こども園法施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>常勤であること。</td> <td>当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。</td> <td>園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	内容	i	副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。	認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	ii	副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。	認定こども園法施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。	iii	常勤であること。	当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)	iv	園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。	園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 Ⅲ2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況等が記載された職員体制図等)							
No.	要件	内容																													
i	副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。	認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。																													
ii	副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。	認定こども園法施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。																													
iii	常勤であること。	当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)																													
iv	園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。	園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。																													
3 学級編成調整加配加算	●			<p>(1) この加算の認定がされている場合、全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、Iの1(基本分単価)の(1)(ア)iの年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下となっているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 Ⅲ3	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子どもの数(見込)及び、保育教諭等の配置状況等が記載された職員体制図等)																						

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																																																					
4 3歳児配置改善加算	●	●	●	<p>この加算の認定がされている場合、I の1(基本分単価)の(1)(ア)iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施しているか。</p> <p>(1) 【算式】{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳以上児及び満3歳児数×1/15(〃)} + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る)×1/6(〃)} + {乳児数×1/3(〃)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 Ⅲ4 留意事項通知別紙4 Ⅲ2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)及び、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)																																																					
5 満3歳児対応加配加算	●			<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の配置基準を満たして、教育・保育を実施しているか。</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>認定区分</th> <th>年齢別区分</th> <th>在籍数</th> <th>配置基準上保育教諭等数</th> <th>実配置数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ア</td> <td rowspan="5">3歳児配置改善加算の適用がない場合</td> <td>満3歳児</td> <td>6人に1人</td> <td></td> <td>0</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20人に1人 (満3歳児除く)</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td rowspan="2">合わせて 30人に1人</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">イ</td> <td rowspan="5">3歳児配置改善加算の適用がある場合</td> <td>満3歳児</td> <td>6人に1人</td> <td></td> <td>0</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>15人に1人 (満3歳児除く)</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td rowspan="2">合わせて 30人に1人</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:人)</p>	No.	認定区分	年齢別区分	在籍数	配置基準上保育教諭等数	実配置数	判定	ア	3歳児配置改善加算の適用がない場合	満3歳児	6人に1人		0		3歳児	20人に1人 (満3歳児除く)		0	4歳児	合わせて 30人に1人		0	5歳児		0	合計		0	0	0	イ	3歳児配置改善加算の適用がある場合	満3歳児	6人に1人		0		3歳児	15人に1人 (満3歳児除く)		0	4歳児	合わせて 30人に1人		0	5歳児		0	合計		0	0	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 Ⅲ5	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)
No.	認定区分	年齢別区分	在籍数	配置基準上保育教諭等数	実配置数	判定																																																									
ア	3歳児配置改善加算の適用がない場合	満3歳児	6人に1人		0																																																										
		3歳児	20人に1人 (満3歳児除く)		0																																																										
		4歳児	合わせて 30人に1人		0																																																										
		5歳児			0																																																										
		合計		0	0		0																																																								
イ	3歳児配置改善加算の適用がある場合	満3歳児	6人に1人		0																																																										
		3歳児	15人に1人 (満3歳児除く)		0																																																										
		4歳児	合わせて 30人に1人		0																																																										
		5歳児			0																																																										
		合計		0	0		0																																																								
6 講師配置加算	●			<p>(1) この加算の認定がされている場合、I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する1号認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上となっているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 Ⅲ6	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)																																																					

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)										
7 チーム保育加配加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、Iの1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、3歳以上子ども(認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども(4歳以上児及び3歳児に限る。)をいう。以下同じ。)に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。 (2) この加算の算定上の「加配人数」は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数(注2)としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3Ⅲ7、別紙4Ⅲ5	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)										
8 通園送迎加算	●			(1) この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のための送迎を行っているか。 ※ 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3Ⅲ8	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、通園送										
9 給食実施加算	●			(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たして、給食を実施しているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>給食実施加算の認定要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>給食を実施しているか。</td></tr><tr><td>イ</td><td>この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日としているか。 ※ 保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。 ※ 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わないが、実施方法により単価額が異なる。 <table border="1"><thead><tr><th>●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>	No.	給食実施加算の認定要件	ア	給食を実施しているか。	イ	この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日としているか。 ※ 保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。 ※ 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わないが、実施方法により単価額が異なる。 <table border="1"><thead><tr><th>●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載	日			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3Ⅲ9	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、給食の実施状況・実施形態の別等が分かる資料)
No.	給食実施加算の認定要件																			
ア	給食を実施しているか。																			
イ	この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日としているか。 ※ 保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。 ※ 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わないが、実施方法により単価額が異なる。 <table border="1"><thead><tr><th>●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載	日																	
●上記算定方法により算定した 「週当たり実施日数」を記載	日																			
10 外部監査費加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たしているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>外部監査費加算の認定要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。</td></tr><tr><td>イ</td><td>外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。</td></tr></tbody></table>	No.	外部監査費加算の認定要件	ア	認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。	イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3Ⅲ10、別紙4Ⅲ8	申請書 (施設名・加算の適用開始年度、利用子ども数(見込)、外部監査の実施状況等が分かる資料) 監査実施契約 監査報告書				
No.	外部監査費加算の認定要件																			
ア	認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。																			
イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。																			

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																						
11 休日保育加算	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>休日保育加算の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育教諭等を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育教諭等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	休日保育加算の認定要件	ア	日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。	イ	休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。	ウ	保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育教諭等を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育教諭等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	保育教諭等の数	満4歳以上	おおむね30人つき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人	満1歳未満	おおむね3人つき1人	エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。	オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 Ⅲ3	申請書 (施設名・加算の適用年月、休日等における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図、利用子ども数(見込み及び実績等)) 勤務表・勤務実績 給食等提供記録 保育実績の分かかる記録
No.	休日保育加算の認定要件																															
ア	日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。																															
イ	休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。																															
ウ	保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育教諭等を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育教諭等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	保育教諭等の数	満4歳以上	おおむね30人つき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人	満1歳未満	おおむね3人つき1人																					
園児の区分	保育教諭等の数																															
満4歳以上	おおむね30人つき1人																															
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人																															
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人																															
満1歳未満	おおむね3人つき1人																															
エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。																															
オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。																															
			(2) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			実績報告書																							
12 夜間保育加算	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして保育を実施しているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>加算要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>設置経営主体</td> <td>生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>事業所</td> <td>保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員</td> <td>施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>設備及び備品</td> <td>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>開所時間</td> <td>保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	加算要件	ア	設置経営主体	生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。	イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。	ウ	職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。	エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。	オ	開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 Ⅲ4	申請書 (施設名・加算の適用年月、夜間ににおける保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)				
No.	項目	加算要件																														
ア	設置経営主体	生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。																														
イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。																														
ウ	職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。																														
エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。																														
オ	開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしているか。																														
13 減価償却費加算	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件すべてに該当しているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>加算要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>認定こども園の用に供する建物が自己所有であるか。</td> <td>施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</td> <td>施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、ウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>賃借料加算の対象となっていないか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	加算要件	備考	ア	認定こども園の用に供する建物が自己所有であるか。	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。	イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。		ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、ウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	エ	賃借料加算の対象となっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 Ⅲ6	申請書 (施設名・加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)	
No.	加算要件	備考																														
ア	認定こども園の用に供する建物が自己所有であるか。	施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。																														
イ	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。																															
ウ	建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、ウに該当することとして差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</td> </tr> </table>	①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合	②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。	③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																								
①	老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合																															
②	当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。																															
③	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																															
エ	賃借料加算の対象となっていないか。																															

※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)
14 賃借料加算	●	●		(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4Ⅲ7	申請書(施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)
				No. 加算要件 備考						
				ア 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であるか。 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				イ アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				ウ 賃借料の国庫補助を受けた施設である場合に、当該補助に係る残額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				エ 減価償却加算の対象となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				※ 盛岡市は、加算区分のうちD地域の標準に該当						
15 副食費徴収免除加算	●	●	●	(1) この加算が認定された場合、利用子どもの全てに副食を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3Ⅲ11.別紙4Ⅲ9 市条例第13条第4項第3号	申請書(施設名・加算の適用年月、給食実施状況が分かる資料、副食費免除にかかる市町村通知等)
				(2) 次のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収を免除することが市町村から通知されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				No. 副食費の徴収が免除される子ども						
				ア ・1号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満 ・2号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満 ただし、ひとり親世帯の場合は、77,101円未満まで対象						
				イ ・1号認定子ども…小学校3年生の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合 ・2号認定子ども…小学校就学前の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合						

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																					
III 加減調整部分																															
1 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合	●	●		(1) 1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園の場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 IV1	確認申請書																					
2 分園の場合	●	●		幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園)幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。)の場合、給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 IV2																						
3 土曜日に閉所する場合	●	●		施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設の場合に給付費が調整されているか。また、閉所していても保育を提供していない場合は、閉所している(1)ものとして取り扱う。 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 IV3	調整している場合は申請書 土曜日を閉所することの保護者への説明資料等																					
4 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施している場合(1号認定分)	●			(1) 以下の①～③要件を全て満たしているか。(要件を満たしていない場合は、給付費の調整対象) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>以下の i ~ iv の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>i 幼稚園型一時預かり事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</td> </tr> <tr> <td>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組</td> <td>年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>③ 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td></td><td></td><td>子育て支援活動等の状況が分かるもの</td></tr> </tbody> </table>	No.	要件	①	主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。	②	以下の i ~ iv の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>i 幼稚園型一時預かり事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</td> </tr> <tr> <td>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組</td> <td>年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。</td> </tr> </tbody> </table>	i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。	ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。	iii 満3歳児に対する教育・保育の提供	月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組	年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。					③ 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				子育て支援活動等の状況が分かるもの
No.	要件																														
①	主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。																														
②	以下の i ~ iv の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>i 幼稚園型一時預かり事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</td> </tr> <tr> <td>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組</td> <td>年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。</td> </tr> </tbody> </table>	i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。	ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。	iii 満3歳児に対する教育・保育の提供	月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組	年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。																				
i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。																														
ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。																														
iii 満3歳児に対する教育・保育の提供	月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																														
iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																														
v 繙続的な小学校との連携・接続に係る取組	年度当初における計画により次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。 (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。)。																														
				③ 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				子育て支援活動等の状況が分かるもの																					

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)												
4 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施している場合(2号・3号認定分)	●	●	(2) 以下の①～③要件を全て満たしているか。(要件を満たしていない場合は、給付費の調整対象) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td colspan="2">主幹保育教諭又は主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>i 延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)</td> </tr> <tr> <td>iii 病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv 乳児が3人以上利用している施設</td> <td>月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </table></td></tr></tbody> </table>	No.	要件		①	主幹保育教諭又は主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。		②	以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>i 延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)</td> </tr> <tr> <td>iii 病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv 乳児が3人以上利用している施設</td> <td>月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </table>		i 延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)	iii 病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv 乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。
No.	要件																					
①	主幹保育教諭又は主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための代替保育教諭等を配置しているか。																					
②	以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>i 延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)</td> </tr> <tr> <td>iii 病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv 乳児が3人以上利用している施設</td> <td>月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </table>		i 延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)	iii 病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv 乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。										
i 延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																					
ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)																					
iii 病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																					
iv 乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																					
v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																					
③ 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□	子育て支援活動等の状況が分かるもの												

 留意事項通知別紙4 IV4 | 調整している場合は申請書 職員の充足状況(勤務表等) 事業の実施状況の分かるもの || 5 年齢別配置基準を下回る場合 | ● | ● | ● | (1) 施設に配置する保育教諭等の数が、I の1(1)(基本分単価)(ア)で定める保育教諭等の数(ii のcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に給付費が調整されているか。 ●調整が適用されている場合は、下記を記載 | | | | | | | |--------------------|---|---------------------|---|--------------------------------|-----------------------------| | 必要保育教諭等の数

人 | － | 実配置保育教諭等の数

人 | = | 不足する保育教諭等の数
(自動計算)

人 | 算定上の調整人数
(自動計算)

人 | |--------------------|---|---------------------|---|--------------------------------|-----------------------------| | □ | □ | □ | | 留意事項通知別紙3 IV2. 別紙4IV5 | 職員の充足状況(勤務表等) 調整している場合は申請書 |
| 6 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 | ● | ● | ● | (1) I の1(1)(基本分単価)(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に給付費が調整されているか。 ●調整が適用されている場合は、下記を記載 | | | |------------------------------|-----------------------------| | 資格を有していない教育・保育従事者の数

人 | 算定上の調整人数
(自動計算)

人 | |------------------------------|-----------------------------| | □ | □ | □ | | 留意事項通知別紙3 IV3. 別紙4IV6 | 職員の充足状況(勤務表等) 調整している場合は申請書 |
| 7 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合 | ● | ● | ● | (1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。 | □ | □ | □ | | 留意事項通知別紙3 IV4. 別紙4IV7 | 調整している場合は申請書 |

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
IV 乗除調整部分										
1 定員を恒常に超過する場合(1号認定分)	●			(1) 連続する過去の2年度間に常に1号認定子どもの利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(注1)が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。 (注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する1号認定子どもの数の総和を各月の初日の1号認定に係る利用定員の総和で除したものを行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 V1	利用子どもの月ごとの実人数が分かるもの
1 定員を恒常に超過する場合(2号・3号認定分)	●	●		(1) 連続する過去の2年度間に常に2号・3号認定子どもの利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(注1)が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。 (注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する2号・3号認定子どもの数の総和を各月の初日の2号・3号認定に係る利用定員の総和で除したものを行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙4 V1	利用子どもの月ごとの実人数が分かるもの

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)											
V 特定加算部分																					
1 療育支援加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、以下の①～③の要件全てに該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 VI1、別紙4VI1	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等)												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①</td> <td>障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。</td> </tr> <tr> <td>注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。</td> </tr> <tr> <td>注3 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</td> </tr> <tr> <td>注4 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>② 「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整」が適用されていない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td>障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。 『取組の例』<ul style="list-style-type: none">・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	①	障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。	注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。	注3 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。	注4 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	② 「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整」が適用されていない。	③	障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。 『取組の例』 <ul style="list-style-type: none">・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。						
No.	要件																				
①	障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。																				
	注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																				
	注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。																				
	注3 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。																				
注4 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。																					
② 「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整」が適用されていない。																					
③	障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。 『取組の例』 <ul style="list-style-type: none">・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。																				
	2 事務職員配置加算	●			(1) この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置し、認定こども園全体の利用定員が91人以上となっているか。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 VI2	事務員の配置状況が分かる資料											
3 指導充実加配加算	●			(1) この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271名以上の施設であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 VI3	非常勤講師の配置状況が分かる資料												
4 事務負担対応加配加算	●			この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置し、認定こども園の園全体の利用定員が271名以上の施設となっているか。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙3 VI4	非常勤講師の配置状況が分かる資料												

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																																																																			
5 処遇改善等加算Ⅱ	●	●	●	(1) 処遇改善等加算Ⅱを副主幹保育教諭等及び若手リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。 ア 処遇改善等加算Ⅱを確実に該当職員の賃金改善に充てているか。 イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。 ●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table> ※ 処遇改善等加算Ⅱについては、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。 ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。 エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					処遇改善等加算通知第5	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等																																																				
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																																																																								
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無																																																																								
				(2) 処遇改善等加算Ⅱを副主幹保育教諭等及び若手リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。 (ア) 副主幹保育教諭等 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>対象職員に対し、副主幹保育教諭又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>②</td><td>対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>③</td><td>対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、副主幹保育教諭等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上(園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること)</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>i</td><td>都道府県又は市町村</td><td>iii</td><td>認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者</td></tr> <tr> <td>ii</td><td>大学等</td><td>iv</td><td>その他加算認定自治体が適当と認める者</td></tr> <tr> <td>④</td><td>対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主幹保育教諭等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody></table> (イ) 若手リーダー等 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>②</td><td>対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>③</td><td>対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上(園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>i</td><td>都道府県又は市町村</td><td>iii</td><td>認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者</td></tr> <tr> <td>ii</td><td>大学等</td><td>iv</td><td>その他加算認定自治体が適当と認める者</td></tr> <tr> <td>④</td><td>対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円としているか。ただし、(ア)の副主幹保育教諭等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主幹保育教諭等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody></table> ●(ア)副主幹保育教諭等及び(イ)若手リーダー等の対象職員数を記載 <table border="1"> <tr> <td>副主幹保育教諭等 賃金改善対象職員数</td> <td>若手リーダー等 賃金改善対象職員数</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	要件				①	対象職員に対し、副主幹保育教諭又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②	対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③	対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、副主幹保育教諭等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上(園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	i	都道府県又は市町村	iii	認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者	ii	大学等	iv	その他加算認定自治体が適当と認める者	④	対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤	対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主幹保育教諭等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	要件				①	対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②	対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③	対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上(園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	i	都道府県又は市町村	iii	認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者	ii	大学等	iv	その他加算認定自治体が適当と認める者	④	対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円としているか。ただし、(ア)の副主幹保育教諭等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主幹保育教諭等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	副主幹保育教諭等 賃金改善対象職員数	若手リーダー等 賃金改善対象職員数	人	人								施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について(令和3年9月2日、府子本第897号、3初幼教第11号、子保発0902第1号)	
要件																																																																													
①	対象職員に対し、副主幹保育教諭又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
②	対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上あるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
③	対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、副主幹保育教諭等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上(園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
i	都道府県又は市町村	iii	認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者																																																																										
ii	大学等	iv	その他加算認定自治体が適当と認める者																																																																										
④	対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
⑤	対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主幹保育教諭等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
要件																																																																													
①	対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
②	対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上あるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
③	対象職員は、以下の実施主体が実施する教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上(園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。)受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
i	都道府県又は市町村	iii	認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者																																																																										
ii	大学等	iv	その他加算認定自治体が適当と認める者																																																																										
④	対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円としているか。ただし、(ア)の副主幹保育教諭等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主幹保育教諭等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																										
副主幹保育教諭等 賃金改善対象職員数	若手リーダー等 賃金改善対象職員数																																																																												
人	人																																																																												

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																		
6 処遇改善等加算Ⅲ	●	●	●	(1) 処遇改善等加算Ⅲを職員の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。 ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※臨時特例事業を実施した施設・事業所にあっては、令和4年度において「賃金改善計画書」を提出することは不要とする。 イ 加算當年度の翌年度速やかに、「賃金改善実績報告書」を作成し、提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知第6																			
7 施設関係者評価加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、次の要件に該当しているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。</td> </tr> </tbody> </table> ※ 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、當年度に評価や公表が行われることが確認できる場合、加算の対象となる。	No.	要件	ア	認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。	イ	施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 VI8、別紙4 VI5	評価の実施状況が分かる書類												
No.	要件																											
ア	認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。																											
イ	施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。																											
8 施設機能強化推進費加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1~3)を行っているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">《取組みの実施例》</th> </tr> <tr> <td>注1</td> <td colspan="2">①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td colspan="2">防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注3</td> <td>支出対象経費</td> <td>需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費 役務費 通信運搬費 旅費 普通旅費、日帰旅費、費用弁償 謝金 謝礼金、賞賜金 備品購入費 お散歩カー・避難車、発電機等 原材料費 使用料及び賃借料 使用料、リース料 賃金 時給制職員賃金及びその共済費 委託費 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> ●この加算により支出した経費について記載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容</th> <th>左記取組のために支出した経費の総額</th> <th>左記取組のために支出した経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	《取組みの実施例》			注1	①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。		注2	防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。		注3	支出対象経費	需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費 役務費 通信運搬費 旅費 普通旅費、日帰旅費、費用弁償 謝金 謝礼金、賞賜金 備品購入費 お散歩カー・避難車、発電機等 原材料費 使用料及び賃借料 使用料、リース料 賃金 時給制職員賃金及びその共済費 委託費 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために支出した経費の総額	左記取組のために支出した経費の内容		円		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 VI11、別紙4 VI9	取組内容の記録 支出対象経費の請求書
《取組みの実施例》																												
注1	①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。																											
注2	防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。																											
注3	支出対象経費	需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費 役務費 通信運搬費 旅費 普通旅費、日帰旅費、費用弁償 謝金 謝礼金、賞賜金 備品購入費 お散歩カー・避難車、発電機等 原材料費 使用料及び賃借料 使用料、リース料 賃金 時給制職員賃金及びその共済費 委託費 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。																										
令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために支出した経費の総額	左記取組のために支出した経費の内容																										
	円																											

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																								
8 施設機能強化推進費加算	●	●	●	(2) 以下の i ~ vii の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>幼稚園型一時預かり事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>満3歳児(教育標準時間認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>vi</td> <td>乳児に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>vii</td> <td>障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の提供</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業名	内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii	幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。	iii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。	iv	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	v	満3歳児(教育標準時間認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。	vi	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	vii	障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
No.	事業名	内容																																
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																
ii	幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。																																
iii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。																																
iv	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																
v	満3歳児(教育標準時間認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。																																
vi	乳児に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																																
vii	障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																																
				(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				実績報告書																								
9 小学校接続加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、次の i ~ iii 要件を全て満たして、小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 VI12、別紙4 VI10	申請書(施設名・加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組み等の実施状況が分かる資料等)																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>接続を見通した課程の編成</td> <td>小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>															
No.	取組	内容																																
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。																																
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																																
iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。																																
10 第三者評価受審加算	●	●	●	(1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙3 VI13. 別紙4 VI12	申請書(施設名・加算の適用開始年度・受診状況が分かる資料等)評価機関との間の契約書等																								

点検項目	1号	2号	3号	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																																																											
11 高齢者等活躍促進加算	●	●		<p>(1) この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上に努めているか。</p> <p>(2) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に、非常勤職員(注2)として雇用(注3)し 施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上となっているか。 ※「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設で、その補助の対象となる職員は、この加算の対象職員としないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">注1</td> <td rowspan="5">'高齢者等'の範囲</td> <td>i</td> <td colspan="3">当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td colspan="3">身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td colspan="3">知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td colspan="3">精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td colspan="3">母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)</td> </tr> <tr> <td>注2</td> <td>'非常勤職員'の範囲</td> <td colspan="3">1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>注3</td> <td>'雇用'の範囲</td> <td colspan="3">雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注4</td> <td rowspan="4">'高齢者等が行う業務の内容'の例示</td> <td>i</td> <td>利用子ども等との話し相手、相談相手</td> <td>v</td> <td>給食のあとかたづけ</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>身の回りの世話(爪切り、洗面等)</td> <td>vi</td> <td>喫食の介助</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>通院、買い物、散歩の付き添い</td> <td>vii</td> <td>洗濯、清掃等の業務</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>クラブ活動の指導</td> <td>viii</td> <td>その他高齢者等に適した業務</td> </tr> </table> <p>●この加算の対象となる職員について記載</p> <table border="1"> <tr> <th>上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)</th> <th>1日当たりの勤務時間</th> <th>1か月あたりの勤務日数</th> <th>契約の有無</th> <th>上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>時間</td> <td>日</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> </table>	注1	'高齢者等'の範囲	i	当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者			ii	身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)			iii	知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)			iv	精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)			v	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)			注2	'非常勤職員'の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。			注3	'雇用'の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。			注4	'高齢者等が行う業務の内容'の例示	i	利用子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ	ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助	iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務	iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務	上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)	1日当たりの勤務時間	1か月あたりの勤務日数	契約の有無	上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)		時間	日	有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙4 VI8	該当職員の勤務実績等 該当職員の履歴書等
注1	'高齢者等'の範囲	i	当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者																																																																		
		ii	身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)																																																																		
		iii	知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)																																																																		
		iv	精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)																																																																		
		v	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)																																																																		
注2	'非常勤職員'の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。																																																																			
注3	'雇用'の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。																																																																			
注4	'高齢者等が行う業務の内容'の例示	i	利用子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ																																																																
		ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助																																																																
		iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務																																																																
		iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務																																																																
上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)	1日当たりの勤務時間	1か月あたりの勤務日数	契約の有無	上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)																																																																	
	時間	日	有・無																																																																		
				<p>(3) 以下の事業等のうち、いずれかを実施しているか。(実施している事業等にチェック)</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>事業等名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業(一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </table> <p>(4) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。</p>	No.	事業等名	内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	v	障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書																																											
No.	事業等名	内容																																																																			
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																																																			
ii	一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。																																																																			
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																																																			
iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																																																																			
v	障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																																																																			
12 栄養管理加算	●	●		<p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(※)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>※</td> <td>'栄養士の活用'の内容</td> <td>活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</td> </tr> </table>	※	'栄養士の活用'の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙4 VI11																																																										
※	'栄養士の活用'の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。																																																																			

第4 加算等の主眼事項及び着眼点【保育所(保育認定2・3号)】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																														
I 基本部分																																																																					
1 基本分単価	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらを充足しているか。</p> <p>(ア) 保育士 基本分単価における必要保育士数は、以下の i と ii を合計した数となっているか。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されているか。</p> <p>i 年齢別配置基準 $[4歳以上児数 \times 1/30(\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て)})] + [3歳児数 \times 1/20(\text{''})] + [1、2歳児数 \times 1/6(\text{''})] + [\text{乳児数} \times 1/3(\text{''})] = \text{配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)}$</p> <p>●令和 5年 3月 1日現在の状況を記載 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">保育士</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1、2歳児</td> <td rowspan="2">6人につき1人</td> <td>1歳児</td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20人につき1人</td> <td>3歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4歳以上児</td> <td rowspan="2">30人につき1人</td> <td>4歳児</td> <td></td> <td rowspan="2">0.0</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 学級編制調整加配</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要件</th> <th>必要配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>利用定員90人以下の施設は、1人追加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、1人追加(注1)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えない。</p>	年齢別配置基準	利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	保育士		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定	乳児	3人につき1人	0歳児		0.0			1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0			2歳児		3歳児	20人につき1人	3歳児		0.0			4歳以上児	30人につき1人	4歳児		0.0			5歳児		施設合計		0	0	0.0	0			要件		必要配置数	a	利用定員90人以下の施設は、1人追加	1	b	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、1人追加(注1)	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				留意事項通知別紙2 II 1	
年齢別配置基準	利用子どもの年齢			利用子どもの数			配置基準	保育士																																																													
		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定																																																															
乳児	3人につき1人	0歳児		0.0																																																																	
1、2歳児	6人につき1人	1歳児		0.0																																																																	
		2歳児																																																																			
3歳児	20人につき1人	3歳児		0.0																																																																	
4歳以上児	30人につき1人	4歳児		0.0																																																																	
		5歳児																																																																			
施設合計		0	0	0.0	0																																																																
要件		必要配置数																																																																			
a	利用定員90人以下の施設は、1人追加	1																																																																			
b	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、1人追加(注1)	1																																																																			

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																												
1 基本分単価	(イ) その他 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">i</td> <td style="width: 10%;">施設長</td> <td>1人 ※ 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉施設に従事した者の例> 児童福祉施設の職員／幼稚園・小学校等における教諭／市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他／教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>調理員等(注)</td> <td>利用定員40人以下の施設 利用定員41人以上150人以下の施設 利用定員151人以上の施設 ※ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</td> <td style="text-align: center;">1人 2人 3人(うち1人は非常勤)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>非常勤事務職員</td> <td>※ 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>嘱託医、嘱託歯科医</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	i	施設長	1人 ※ 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉施設に従事した者の例> 児童福祉施設の職員／幼稚園・小学校等における教諭／市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他／教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						ii	調理員等(注)	利用定員40人以下の施設 利用定員41人以上150人以下の施設 利用定員151人以上の施設 ※ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	1人 2人 3人(うち1人は非常勤)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					iii	非常勤事務職員	※ 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					iv	嘱託医、嘱託歯科医			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
i	施設長	1人 ※ 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 <児童福祉施設に従事した者の例> 児童福祉施設の職員／幼稚園・小学校等における教諭／市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他／教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 <同等以上の能力を有すると認められる者の例> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
ii	調理員等(注)	利用定員40人以下の施設 利用定員41人以上150人以下の施設 利用定員151人以上の施設 ※ 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	1人 2人 3人(うち1人は非常勤)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
iii	非常勤事務職員	※ 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
iv	嘱託医、嘱託歯科医			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																

【分園を設置する場合】

分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとすること。
その際、上記の職員(施設長を除く。)を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから、不要とする。
調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は配置不要とする。

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
II 基本加算部分																													
1 処遇改善等加算 I	<p>(1) 処遇改善等加算 I を、確実に職員(非常勤職員を含む。)の賃金改善に充てているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算 I の加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員(令和4年4月1日時点)の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。</p> <p>●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平均経験年数</td> <td>常勤職員数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(3) 処遇改善等加算 I の加算率のうち、賃金改善要件分(うちキャリアパス要件分を含む。)を適用する場合は、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>賞与</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>手当</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>一時金等</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (キャリアパス要件分を適用している場合)キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算 II を適用しているか。 ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	平均経験年数	常勤職員数			項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知IV	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
平均経験年数	常勤職員数																												
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																								
基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無																								
手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無																								
2 3歳児配置改善加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、I の1(ア)(基本分単価)年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士の配置基準を3歳児15人につき1人により実施しているか。</p> <p>【算式】{4歳以上児数 × 1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))} + {3歳以上児 × 1/15(〃)} + {1、2歳児数 × 1/6(〃)} + [乳児数 × 1/3(〃)] = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 III2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)及び、保育士の配置状況が記載された職員体制図等)																						

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
3 休日保育加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>休日保育加算の認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> <p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。</p>	No.	休日保育加算の認定要件	ア	日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。	イ	休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。	ウ	<p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	保育士の数	満4歳以上	おおむね30人つき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人	満1歳未満	おおむね3人つき1人	エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。	オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 Ⅲ3	申請書 (施設名・加算の適用年月、休日等における保育士等の配置状況が記載された職員体制図、利用子ど�数(見込み及び実績等)) 勤務表・勤務実績 給食等提供記録 保育実績の分かる記録
No.	休日保育加算の認定要件																												
ア	日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)に、保育を実施しているか。																												
イ	休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設を含む。)として市町村から指定されているか。																												
ウ	<p>保育に直接従事する職員について、次の基準に基づき保育士を配置しているか。また、常時2人を下らないようにしているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>保育士の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人つき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人つき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	保育士の数	満4歳以上	おおむね30人つき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人	満1歳未満	おおむね3人つき1人																		
園児の区分	保育士の数																												
満4歳以上	おおむね30人つき1人																												
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人つき1人																												
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人つき1人																												
満1歳未満	おおむね3人つき1人																												
エ	対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供しているか。																												
オ	対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもとなっているか。																												
4 夜間保育加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、次の要件を満たして保育を実施しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>設置経営主体</td> <td>生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>事業所</td> <td>保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員</td> <td>施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>設備及び備品</td> <td>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>開所時間</td> <td>保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	要件	ア	設置経営主体	生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。	イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。	ウ	職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。	エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。	オ	開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 Ⅲ4	申請書 (施設名・加算の適用年月、夜間における保育士の配置状況が記載された職員体制図等)				
No.	項目	要件																											
ア	設置経営主体	生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果を収めているか。																											
イ	事業所	保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であるか。																											
ウ	職員	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めているか。																											
エ	設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えているか。																											
オ	開所時間	保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、およそ午後10時までとしているか。																											

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
5 減価償却費加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件すべてに該当しているか。	No.	要件	備考	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙2 Ⅲ5	申請書 (施設名・加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)	
	ア 保育所の用に供する建物が自己所有であるか。			施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ウ 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。			施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、ウに該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	エ 賃借料加算の対象となっていないか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
※ 盛岡市は、加算区分のうちA地域の標準に該当										
6 賃借料加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。	No.	要件	備考	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙2 Ⅲ6	申請書 (施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)	
	ア 保育所の用に供する建物が賃貸物件であるか。			施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ アの賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ウ 賃借料の国庫補助を受けた施設である場合に、当該補助に係る残額が生じていないか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	エ 減価償却加算の対象となっていないか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
※ 盛岡市は、加算区分のうちD地域の標準に該当										

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
7 チーム保育推進加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件すべてに該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士の数」を超えて、保育士を配置しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>キャリアを積んだチームリーダーの位置づけ等チーム保育体制を整備しているか。 ※ チーム保育体制の整備とは、I の1(基本分単価)の(ア) i 年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>職員の平均勤続年数が12年以上か(処遇改善等加算 I における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。)。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>この加算による委託費の増収分を保育士の増員や、保育所全体の職員の賃金改善に充てているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(2) ※ 加算額の実績と(1)のエの要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その金額を一時金等により賃金改善に充てること。</p>	No.	要件	ア	I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士の数」を超えて、保育士を配置しているか。	イ	キャリアを積んだチームリーダーの位置づけ等チーム保育体制を整備しているか。 ※ チーム保育体制の整備とは、I の1(基本分単価)の(ア) i 年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築を行うこと。	ウ	職員の平均勤続年数が12年以上か(処遇改善等加算 I における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。)。	エ	この加算による委託費の増収分を保育士の増員や、保育所全体の職員の賃金改善に充てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 Ⅲ7	職員配置図等
No.	要件																
ア	I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士の数」を超えて、保育士を配置しているか。																
イ	キャリアを積んだチームリーダーの位置づけ等チーム保育体制を整備しているか。 ※ チーム保育体制の整備とは、I の1(基本分単価)の(ア) i 年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築を行うこと。																
ウ	職員の平均勤続年数が12年以上か(処遇改善等加算 I における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。)。																
エ	この加算による委託費の増収分を保育士の増員や、保育所全体の職員の賃金改善に充てているか。																
8 副食費徵収免除加算	<p>(1) この加算が認定された場合、利用子どもの全てに副食を提供しているか。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徵収を免除することが市町村から通知されているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>副食費の徵収が免除される子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>2号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満 ただし、ひとり親世帯の場合は、77,101円未満まで対象</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2号認定子ども…小学校就学前の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合</td> </tr> </tbody> </table>	No.	副食費の徵収が免除される子ども	ア	2号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満 ただし、ひとり親世帯の場合は、77,101円未満まで対象	イ	2号認定子ども…小学校就学前の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 Ⅲ8	申請書 (施設名・加算の適用年月、給食実施状況が分かる資料、副食費免除にかかる市町村通知等)				
No.	副食費の徵収が免除される子ども																
ア	2号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満 ただし、ひとり親世帯の場合は、77,101円未満まで対象																
イ	2号認定子ども…小学校就学前の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合																
III 加減調整部分																	
1 分園の場合	(1) 保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園)の場合、委託費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 IV1											
2 施設長を配置していない場合	I の1(1)(基本分単価) (イ) i で定める要件を満たす施設長を配置していない場合、委託費が調整されているか。 (1) ※ 2つ以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 IV2											
3 土曜日に閉所する場合	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、委託費が調整されているか。 (1) ※ 閉所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取扱うこと。 ※ ほかの特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土俵日に閉所しているものとして取扱うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 IV3											
4 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 IV4	調整している場合は申請書										
IV 乗除調整部分																	
1 定員を恒常に超過する場合	(1) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(注1)が120%以上の状態にある状態にある場合、委託費が調整されているか。 (注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する子どもの数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものという。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 V1											

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																		
V 特定加算部分																									
1 主任保育士専任加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させ、I の1(ア)(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士」を超えて代替保育士を配置しているか。</p> <p>(2) 以下の①～②の要件を全て満たしているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">①</td> <td colspan="2">以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)</td> </tr> <tr> <td>i 延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業 (一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。</td> </tr> <tr> <td>iii 病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv 乳児が3人以上利用している施設</td> <td>月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td>月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>② 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件		①	以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)		i 延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii 一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。	iii 病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv 乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	② 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI1	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等) 職員の充足状況(勤務表等) 事業の実施状況の分かるもの
No.	要件																								
①	以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)																								
	i 延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																							
	ii 一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。																							
	iii 病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																							
	iv 乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																							
v 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																								
② 保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいるか。																									

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 療育支援加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の①～③の要件全てに該当しているか。	No.	要件		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI2	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等)
		①	障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主任保育士を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。	注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。 注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。 注3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②	主任保育士専任加算が適用されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		③	障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。	『取組の例』 ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3 事務職員雇上費加算	(1) この加算の認定がされている場合、事務職員を配置(施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合を含む。)しているか。	No.	事業名	内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI3	事務員の配置状況が分かる資料
	(2) 以下の事業等のいずれかを実施しているか。(実施している事業等にチェック)	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		iv	乳児が3人以上利用している施設	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		v	障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																		
4 処遇改善等加算Ⅱ	<p>(1) 処遇改善等加算Ⅱを副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 処遇改善等加算Ⅱを確実に該当職員の賃金改善に充てているか。</p> <p>イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。</p> <p>※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 処遇改善等加算Ⅱについては、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。</p> <p>ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。</p> <p>エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算Ⅱを副主任保育士等及び職務分野別リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。</p> <p>(ア) 副主任保育士等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は3つ以上の研修を、専門リーダー等は4つ以上受講するよう努めているか。(令和5年度までに1つ以上の研修を修了すること)</td><td>i</td><td>乳児保育</td><td>iv</td><td>食育・アレルギー対応</td></tr> <tr> <td></td><td>ii</td><td>幼児教育</td><td>v</td><td>保健衛生・安全対策</td></tr> <tr> <td></td><td>iii</td><td>障害児保育</td><td>vi</td><td>保護者支援・子育て支援</td></tr> <tr> <td>④ 対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を受講するよう努めているか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 職務分野別リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)</td><td>i</td><td>乳児保育</td><td>iv</td><td>食育・アレルギー対応</td></tr> <tr> <td></td><td>ii</td><td>幼児教育</td><td>v</td><td>保健衛生・安全対策</td></tr> <tr> <td></td><td>iii</td><td>障害児保育</td><td>vi</td><td>保護者支援・子育て支援</td></tr> <tr> <td>④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p>●(ア)副主任保育士等及び(イ)職務分野別リーダー等の対象職員数を記載</p> <table border="1"> <tr> <td>副主任保育士等 賃金改善対象職員数</td> <td>職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	要件				① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。				② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。				③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は3つ以上の研修を、専門リーダー等は4つ以上受講するよう努めているか。(令和5年度までに1つ以上の研修を修了すること)	i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応		ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策		iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援	④ 対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を受講するよう努めているか。				⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。				要件				① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。				② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。				③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)	i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応		ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策		iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援	④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。				副主任保育士等 賃金改善対象職員数	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数	人	人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知Ⅳ	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																																																																																				
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無																																																																																				
要件																																																																																									
① 対象職員に対し、副主任保育士又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																																									
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。																																																																																									
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、副主任保育士等は3つ以上の研修を、専門リーダー等は4つ以上受講するよう努めているか。(令和5年度までに1つ以上の研修を修了すること)	i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応																																																																																					
	ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策																																																																																					
	iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援																																																																																					
④ 対象職員(専門リーダー除く。)は、マネジメント研修を受講するよう努めているか。																																																																																									
⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。																																																																																									
要件																																																																																									
① 対象職員に対し、職務分野別リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																																									
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。																																																																																									
③ 対象職員は、以下の専門分野別研修のうち、担当する分野を1つ以上の研修を受講するよう努めているか。(必須化は令和6年度の予定)	i	乳児保育	iv	食育・アレルギー対応																																																																																					
	ii	幼児教育	v	保健衛生・安全対策																																																																																					
	iii	障害児保育	vi	保護者支援・子育て支援																																																																																					
④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の副主任保育士等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の副主任保育士等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。																																																																																									
副主任保育士等 賃金改善対象職員数	職務分野別リーダー等 賃金改善対象職員数																																																																																								
人	人																																																																																								

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																												
5 処遇改善等加算Ⅲ	(1) 処遇改善等加算Ⅲを職員の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。 ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※臨時特例事業を実施した施設・事業所にあっては、令和4年度において「賃金改善計画書」を提出することは不要とする。 イ 加算当年度の翌年度速やかに、「賃金改善実績報告書」を作成し、提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知第6																																																																																													
6 高齢者等活躍促進加算	(1) この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上に努めているか。 (2) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に、非常勤職員(注2)として雇用(注3)し 施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上となっているか。 ※「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設で、その補助の対象となる職員は、この加算の対象職員としないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI9	該当職員の勤務実績等 該当職員の履歴書等																																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">注1 「高齢者等」の範囲</td> <td>i</td><td colspan="4">当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ii</td><td colspan="4">身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iii</td><td colspan="4">知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>iv</td><td colspan="4">精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)</td> </tr> <tr> <td>v</td><td colspan="4">母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)</td> </tr> <tr> <td>注2 「非常勤職員」の範囲</td><td colspan="5">1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>注3 「雇用」の範囲</td><td colspan="5">雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注4 「高齢者等が行う業務の内容」の例示</td> <td>i</td><td>利用子ども等との話し相手、相談相手</td><td>v</td><td colspan="3">給食のあとかたづけ</td> </tr> <tr> <td>ii</td><td>身の回りの世話(爪切り、洗面等)</td><td>vi</td><td colspan="3">喫食の介助</td> </tr> <tr> <td>iii</td><td>通院、買い物、散歩の付き添い</td><td>vii</td><td colspan="3">洗濯、清掃等の業務</td> </tr> <tr> <td>iv</td><td>クラブ活動の指導</td><td>viii</td><td colspan="3">その他高齢者等に適した業務</td> </tr> </table> <p>●この加算の対象となる職員について記載</p> <table border="1"> <tr> <th>上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)</th> <th>1日当たりの勤務時間</th> <th>1か月あたりの勤務日数</th> <th>契約の有無</th> <th>上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>時間</td> <td>日</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 以下の事業等のうち、いずれかを実施しているか。(実施している事業等にチェック)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業等名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>延長保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>一時預かり事業 (一般型)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>病児保育事業</td> <td>子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>乳児が3人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。</td> </tr> <tr> <td>v</td> <td>障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設</td> <td>4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。</p>	注1 「高齢者等」の範囲	i	当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者				ii	身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)				iii	知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)				iv	精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)				v	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)				注2 「非常勤職員」の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。					注3 「雇用」の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。					注4 「高齢者等が行う業務の内容」の例示	i	利用子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ			ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助			iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務			iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務			上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)	1日当たりの勤務時間	1か月あたりの勤務日数	契約の有無	上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)		時間	日	有・無		No.	事業等名	内容	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。	iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。	v	障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					実績報告書
注1 「高齢者等」の範囲	i		当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者																																																																																																
	ii		身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)																																																																																																
	iii		知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)																																																																																																
	iv		精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)																																																																																																
	v	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)																																																																																																	
注2 「非常勤職員」の範囲	1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。																																																																																																		
注3 「雇用」の範囲	雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。																																																																																																		
注4 「高齢者等が行う業務の内容」の例示	i	利用子ども等との話し相手、相談相手	v	給食のあとかたづけ																																																																																															
	ii	身の回りの世話(爪切り、洗面等)	vi	喫食の介助																																																																																															
	iii	通院、買い物、散歩の付き添い	vii	洗濯、清掃等の業務																																																																																															
	iv	クラブ活動の指導	viii	その他高齢者等に適した業務																																																																																															
上記(注1)のうち該当する番号(i ~ iv)	1日当たりの勤務時間	1か月あたりの勤務日数	契約の有無	上記注4のうち該当する業務内容の番号(i ~ viii)																																																																																															
	時間	日	有・無																																																																																																
No.	事業等名	内容																																																																																																	
i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																																																																																	
ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は、5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。																																																																																																	
iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。																																																																																																	
iv	乳児が3人以上利用している施設	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。																																																																																																	
v	障害児(軽度障害児を含む)が1人以上利用している施設	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																																																																																																	

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
7 施設機能強化推進費加算	(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1~3)を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				留意事項通知別紙2 VI10	取組内容の記録
	注1 《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。									支出対象経費の請求書
	注2 防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。									
	注3 支出対象経費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費							
		役務費	通信運搬費							
		旅費	普通旅費、日帰旅費、費用弁償							
		謝金	謝礼金、賞賜金							
		備品購入費	お散歩カー・避難車、発電機等							
		原材料費								
		使用料及び賃借料	使用料、リース料							
		賃金	時給制職員賃金及びその共済費							
		委託費	防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。							
	●この加算により支出した経費について記載									
	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容			左記取組のために 支出した経費の総額	左記取組のために 支出した経費の内容					
				円						
	(2) 以下の i ~ v の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)									
	No.	事業名	内容							
	i	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。							
	ii	一時預かり事業 (一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)							
	iii	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。							
	iv	乳児に対する教育・保育 の提供	4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。							
	v	障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の 提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。							
	(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。									
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						実績報告書

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
8 小学校接続加算	(1) この加算の認定がされている場合、次の i ~ iii 要件を全て満たして、小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>接続を見通した課程の編成</td> <td>小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI11	申請書(施設名・加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組み等の実施状況が分かる資料等)
No.	取組	内容																	
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。																	
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																	
iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。																	
9 栄養管理加算	(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(※)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>※</td> <td>「栄養士の活用」の内容</td> <td>活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</td> </tr> </table>	※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI12										
※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。																	
10 第三者評価受審加算	(1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙2 VI13	申請書(施設名・加算の適用開始年度・受診状況が分かる資料等) 評価機関との間の契約書等												

第4 加算等の主眼事項及び着眼点【幼稚園(教育標準時間認定1号)】

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																
I 基本部分																																																							
1 基本分単価	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成は、次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらを充足しているか。</p> <p>(ア) 教員(教諭等) 基本分単価における必要教員(注1)等の数は、以下の i と ii を合計した数であるか。</p> <p>i 年齢別配置基準(注2)(必要人員数の計算:自動計算) [4歳以上児数 × 1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))] + [3歳以上児及び満3歳児数 × 1/20(〃)] = 配置基準上教員等数(小数点以下四捨五入)</p> <p>●令和5年3月1日現在の状況を記載 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢別配置基準</th> <th rowspan="2">利用子どもの年齢</th> <th colspan="2">利用子どもの数</th> <th rowspan="2">配置基準</th> <th colspan="2">教員等</th> </tr> <tr> <th>定員数</th> <th>在籍数</th> <th>必要数</th> <th>配置職員数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>20人につき1人</td> <td>満3歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td></td> <td>3歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30人につき1人</td> <td>4歳児</td> <td></td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 教員 幼稚園 幼稚園教諭免許状を有する者のこと。 ※ 副園長及び教頭については、この限りでない。</p> <p>注2 年齢区分 満3歳児 年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者</p> <p>3歳児 年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 (例:令和3年度の場合、令和3年3月31日時点の年齢を言う。)</p> <p>ii その他 1号認定子どもの利用定員が36人以上300人以下の施設は、1人追加して配置されているか。</p> <p>(イ) その他 i 園長 ii 事務職員又は非常勤事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要。 iii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 ※嘱託で可</p>	年齢別配置基準	利用子どもの年齢	利用子どもの数		配置基準	教員等		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定	満3歳児	20人につき1人	満3歳児		0.0			3歳児		3歳児					4歳以上児	30人につき1人	4歳児		0.0					5歳児					施設合計		0	0	0.0	0		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 II 1		職員配置について記載されている資料
年齢別配置基準	利用子どもの年齢			利用子どもの数			配置基準	教員等																																															
		定員数	在籍数	必要数	配置職員数	判定																																																	
満3歳児	20人につき1人	満3歳児		0.0																																																			
3歳児		3歳児																																																					
4歳以上児	30人につき1人	4歳児		0.0																																																			
		5歳児																																																					
施設合計		0	0	0.0	0																																																		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			資格の証明書(保育士証又は幼稚園教諭免許状等)																																																
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			嘱託契約書等																																																

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																						
II 基本加算部分																													
1 処遇改善等加算 I	<p>(1) 処遇改善等加算 I を、確実に職員(非常勤職員を含む。)の賃金改善に充てているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算 I の加算率の算定にあたり、施設に勤務する全ての常勤職員(令和4年4月1日時点)の平均経験年数をもとに算出しているか。 ※ 常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤とみなして算定すること。</p> <p>●令和4年4月1日時点の職員一人当たりの平均経験年数及び常勤職員数を記載</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平均経験年数</td> <td>常勤職員数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(3) 処遇改善等加算 I の加算率のうち、賃金改善要件分(うちキャリアパス要件分を含む。)を適用する場合は、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> <th>項目</th> <th>賃金改善の有無</th> <th>給与規程等への規定</th> </tr> <tr> <td>基本給</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>賞与</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>手当</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>一時金等</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p>イ (キャリアパス要件分を適用している場合)キャリアパス要件届出書を市に提出している又は処遇改善等加算 II を適用しているか。 ウ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p>	平均経験年数	常勤職員数			項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	処遇改善等加算通知 IV	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等	
平均経験年数	常勤職員数																												
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																								
基本給	有・無	有・無	賞与	有・無	有・無																								
手当	有・無	有・無	一時金等	有・無	有・無																								
2 副園長・教頭配置加算	<p>(1) 園長以外の教員として、次の要件を満たす「副園長」又は「教頭」を配置しているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。</td> <td>学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。</td> <td>学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>常勤であること。</td> <td>当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)</td> </tr> <tr> <td>iv</td> <td>園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。</td> <td>園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件	内容	i	副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。	学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	ii	副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。	学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。	iii	常勤であること。	当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)	iv	園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。	園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙1 III2	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、教員等の配置状況等が記載された職員体制図等)								
No.	要件	内容																											
i	副園長・教頭としての職務を実際につかさどっていること。	学校教育法第27条に規定する「副園長」又は「教頭」の職務をつかさどっているか。 『副園長又は教頭の職務例』 ・園長を助け、園務をつかさどっているか。 ・園長に事故があるときは、その職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う立場にあるか。 ・園務を整理し、必要に応じ教育・保育をつかさどっているか。 ※ 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。																											
ii	副園長・教頭としての辞令(発令)を受けていること。	学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに規定する副園長又は教頭の資格要件を満たす者として発令を受けているか。なお、幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 『副園長又は教頭の資格要件』 ・教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ・児童福祉施設等や学校等に5年以上従事していたか。																											
iii	常勤であること。	当該施設に常時勤務する者であること。(他施設の職務を併任していないこと)																											
iv	園長が併任である場合の加配教員に該当しないこと。	園長が専任ではない施設において、園長が専任ではない場合に1名増加して配置する教員に該当しないこと。																											
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			辞令・雇用契約書等																						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			勤務表及び出勤簿																						

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)																																																											
3 3歳児配置改善加算	I の1(基本分単価)の(1)(ア)の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施しているか。 【算式】{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て))}+{3歳以上児及び満3歳児数×1/15(〃)}=配置基準上教員数(小数点以下四捨五入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 Ⅲ3	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)及び、施設全体の常勤換算人数による配置教員等の数及び職員体制図等)																																																											
4 満3歳児対応加配加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の配置基準を満たして、教育を実施しているか。 ●令和 5 年 3 月 1 日現在の状況を記載 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="text-align: center;">(単位:人)</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>認定区分</th> <th>年齢別区分</th> <th>在籍数</th> <th>配置基準上教員数</th> <th>実配置数</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ア</td> <td rowspan="5">3歳児配置改善加算の適用がない場合</td> <td>満3歳児</td> <td>6人に1人</td> <td></td> <td>0</td> <td rowspan="5" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20人に1人 (満3歳児除く)</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td rowspan="2">合わせて 30人に1人</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">イ</td> <td rowspan="5">3歳児配置改善加算の適用がある場合</td> <td>満3歳児</td> <td>6人に1人</td> <td></td> <td>0</td> <td rowspan="5" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>15人に1人 (満3歳児除く)</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td rowspan="2">合わせて 30人に1人</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	(単位:人)							No.	認定区分	年齢別区分	在籍数	配置基準上教員数	実配置数	判定	ア	3歳児配置改善加算の適用がない場合	満3歳児	6人に1人		0		3歳児	20人に1人 (満3歳児除く)		0	4歳児	合わせて 30人に1人		0	5歳児		0	合計		0	0	0	イ	3歳児配置改善加算の適用がある場合	満3歳児	6人に1人		0		3歳児	15人に1人 (満3歳児除く)		0	4歳児	合わせて 30人に1人		0	5歳児		0	合計		0	0	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙1 Ⅲ4	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員等の数及び職員体制図等)
(単位:人)																																																																		
No.	認定区分	年齢別区分	在籍数	配置基準上教員数	実配置数	判定																																																												
ア	3歳児配置改善加算の適用がない場合	満3歳児	6人に1人		0																																																													
		3歳児	20人に1人 (満3歳児除く)		0																																																													
		4歳児	合わせて 30人に1人		0																																																													
		5歳児			0																																																													
		合計		0	0		0																																																											
イ	3歳児配置改善加算の適用がある場合	満3歳児	6人に1人		0																																																													
		3歳児	15人に1人 (満3歳児除く)		0																																																													
		4歳児	合わせて 30人に1人		0																																																													
		5歳児			0																																																													
		合計		0	0		0																																																											
5 講師配置加算	(1) I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する利用定員が35人以下又は121人以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 Ⅲ5	申請書 (施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員等の数及び職員体制図等)																																																											

点検項目	基準内容等の留意点							適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)
6 チーム保育加配加算	(1) I の1(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員の数」を超えて、教員(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								留意事項通知別紙1 Ⅲ6	申請書(施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員等の数及び職員体制図等)
	(2) この加算の算定上の「加配人数」は、1号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数(注2)としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
	(注1) 1号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数												
	45人以下	46人～150人	151人～240人	241人～270人	271人～300人	301人～450人	451人以上						
	1人	2人	3人	3.5人	5人	6人	8人						
	(注2) 「必要教員等の数」を超えて配置する教員の数に応じ、ア、イのとおり取り扱うこととする。	ア	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位を四捨五入前)による配置教員等の数から「必要教員等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合										
		イ	小数点第1位を四捨五入した員数とする。 (例) 2.3人の場合→2人										
		ア	常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員等の数から「必要教員等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合										
		イ	小数点第1位が1又は2のときは、小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例) 3.2人の場合→3人 3.4人の場合→3.5人 3.6人の場合→4人										
7 通園送迎加算	(1) 利用子どもの通園の便宜のための送迎を行っているか。 ※ 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								留意事項通知別紙1 Ⅲ7	申請書(施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、通園送迎の実施状況等が分かる資料)
8 給食実施加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たして、給食を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								留意事項通知別紙1 Ⅲ8	申請書(施設名・加算の適用開始年月日、利用子ども数(見込)、給食の実施状況等が分かる資料)
	No.	給食実施加算の認定要件											
	ア	給食を実施しているか。											
	イ	この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日としているか。 ※ 保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。 ●上記算定方法により算定した「週当たり実施日数」を記載											
								日					

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)										
9 外部監査費加算	(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件を満たしているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>外部監査費加算の認定要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。</td></tr><tr><td>イ</td><td>外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。</td></tr></tbody></table>	No.	外部監査費加算の認定要件	ア	幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。	イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 III9	申請書 (施設名・加算の適用開始年度、利用子どもの数(見込)、外部監査の実施状況等が分かる資料) 監査実施契約 監査報告書				
No.	外部監査費加算の認定要件																
ア	幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。																
イ	外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしているか。																
10 副食費徴収免除加算	(1) この加算が認定された場合、利用子どもの全てに副食を提供しているか。 (2) 次のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収を免除することが市町村から通知されているか。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>副食費の徴収が免除される子ども</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア</td><td>・1号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満</td></tr><tr><td>イ</td><td>・1号認定子ども…小学校3年生の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合</td></tr></tbody></table>	No.	副食費の徴収が免除される子ども	ア	・1号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満	イ	・1号認定子ども…小学校3年生の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 III10	申請書 (施設名・加算の適用年月、給食実施状況が分かる資料、副食費免除にかかる市町村通知等)				
No.	副食費の徴収が免除される子ども																
ア	・1号認定子ども…教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満																
イ	・1号認定子ども…小学校3年生の児童から数えて、第3子以降の利用子どもである場合																
III 加減調整部分																	
1 年齢別配置基準を下回る場合	(1) 施設に配置する教員の数が、Iの1(1)(基本分単価)(ア)i 及びiiで定める教員の数を下回る場合は、給付費が調整されているか。 ●調整が適用されている場合は、下記を記載 <table border="1"><tr><td>必要教員等の数</td><td>-</td><td>実配置教員等の数</td><td>=</td><td>不足する教員等の数 (自動計算)</td></tr><tr><td>人</td><td>-</td><td>人</td><td>=</td><td>人</td></tr></table>	必要教員等の数	-	実配置教員等の数	=	不足する教員等の数 (自動計算)	人	-	人	=	人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 IV1	職員の充足状況(勤務表等) 調整している場合は申請書
必要教員等の数	-	実配置教員等の数	=	不足する教員等の数 (自動計算)													
人	-	人	=	人													
IV 乗除調整部分																	
1 定員を恒常的に超過する場合(1号認定分)	(1) 連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(注1)が120%以上の状態にある場合、給付費が調整されているか。 (注1) 当該年度内における各月の初日の在籍する子どもの数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 V1	利用子どもの月ごとの実人数が分かるもの										
2 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	(1) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」(令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に給付費が調整されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 V2	調整している場合は申請書										

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																		
V 特定加算部分																									
1 主幹教諭等専任加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、Iの1(ア)(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員を配置しているか。</p> <p>(2) 以下の i ~ iv の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 幼稚園型一時預かり事業</td> <td colspan="2">子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。</td> </tr> <tr> <td>ii 一時預かり事業(一般型)</td> <td colspan="2">子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</td> </tr> <tr> <td>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供</td> <td colspan="2">月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> <tr> <td>iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</td> <td colspan="2">月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td> </tr> <tr> <td>v 右記の(ア)から(ウ)を満たす継続的な小学校との連携・接続に係る取組</td> <td colspan="2">(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。) ※ 年度当初から当該取組を開始する場合は、5月において計画により上記(ア)から(ウ)の要件を満たしていることをもって、4月から当該要件を満たしているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	要件		i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。		ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。		iii 満3歳児に対する教育・保育の提供	月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。		iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。		v 右記の(ア)から(ウ)を満たす継続的な小学校との連携・接続に係る取組	(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。) ※ 年度当初から当該取組を開始する場合は、5月において計画により上記(ア)から(ウ)の要件を満たしていることをもって、4月から当該要件を満たしているものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙1 VI1	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等) 職員の充足状況(勤務表等)	事業の実施状況の分かるもの
No.	要件																								
i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。																								
ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。																								
iii 満3歳児に対する教育・保育の提供	月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。																								
iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供	月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																								
v 右記の(ア)から(ウ)を満たす継続的な小学校との連携・接続に係る取組	(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。) ※ 年度当初から当該取組を開始する場合は、5月において計画により上記(ア)から(ウ)の要件を満たしていることをもって、4月から当該要件を満たしているものとする。																								
2 子育て支援活動費加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいるか。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合、主幹教諭等専任加算が適用され、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙1 VI2	申請書(施設名・加算適用年月・子育て支援活動等の実施状況等)																			

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
3 療育支援加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の①～③の要件全てに該当しているか。</p> <table border="1" data-bbox="532 393 2249 1289"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①</td><td>障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教員等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。</td></tr> <tr> <td>注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</td></tr> <tr> <td>注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。</td></tr> <tr> <td>注3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>「主幹教諭等専任加算」が適用されているか。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">③</td><td>障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。</td></tr> <tr> <td> <p>«取組の例»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。 </td></tr> </tbody> </table>	No.	要件	①	障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教員等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。	注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。	注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。	注3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。	②	「主幹教諭等専任加算」が適用されているか。	③	障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。	<p>«取組の例»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI3	申請書(施設名・加算適用年月・対象子ども等)
No.	要件																		
①	障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教員等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。																		
	注1 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。																		
	注2 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。																		
	注3 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。																		
②	「主幹教諭等専任加算」が適用されているか。																		
③	障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか。																		
	<p>«取組の例»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。 																		
4 事務職員配置加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置し、園全体の利用定員が91人以上となっているか。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI4	事務員の配置状況が分かる資料												
5 指導充実加配加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員等の数を超えて、非常勤講師を配置し、利用定員が271名以上となっているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI5	非常勤講師の配置状況が分かる資料												
6 事務負担対応加配加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、I の1(1)(ア)(基本分単価)において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置し、利用定員が271名以上となっているか。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置不要</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI6	非常勤講師の配置状況が分かる資料												

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)																																																																																											
7 処遇改善等加算Ⅱ	<p>(1) 処遇改善等加算Ⅱを中核リーダー等及び若手リーダー等の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 処遇改善等加算Ⅱを確実に該当職員の賃金改善に充てているか。</p> <p>イ 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※ 賃金改善見込額、賃金改善を行う給与項目、賃金改善実施期間及び賃金改善を行う方法等を記載すること。</p> <p>●令和4年度の賃金改善を行った給与項目等について記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th><th>項目</th><th>賃金改善の有無</th><th>給与規程等への規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本給</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>手当</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 処遇改善等加算Ⅱについては、毎月支払われる手当又は基本給への上乗せにより行うこと。</p> <p>ウ 職員の職責、職位、職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を給与規程等に定め、職員に対して周知しているか。</p> <p>エ 賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿や証拠書類を5年間保管しているか。</p> <p>(2) 処遇改善等加算Ⅱを中核リーダー等及び若手リーダー等の賃金改善に充てる際、それぞれ次の要件を満たしているか。</p> <p>(ア) 中核リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、中核リーダー又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、中核リーダー等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上（園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること）</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>i 都道府県又は市町村</td><td>iii 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>ii 大学等</td><td>iv その他加算認定自治体が適当と認める者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>④ 対象職員（専門リーダー除く。）は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の中核リーダー等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 若手リーダー等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上（園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（必須化は令和6年度の予定）</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>i 都道府県又は市町村</td><td>iii 認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>ii 大学等</td><td>iv その他加算認定自治体が適当と認める者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の中核リーダー等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の中核リーダー等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> <p>●(ア)中核リーダー等及び(イ)若手リーダー等の対象職員数を記載</p> <table border="1"> <tr> <td>中核リーダー等 賃金改善対象職員数</td> <td>若手リーダー等 賃金改善対象職員数</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無	要件				① 対象職員に対し、中核リーダー又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。				② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。				③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、中核リーダー等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上（園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること）				i 都道府県又は市町村	iii 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者					ii 大学等	iv その他加算認定自治体が適当と認める者					④ 対象職員（専門リーダー除く。）は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。						⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の中核リーダー等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。						要件				① 対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。				② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。				③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上（園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（必須化は令和6年度の予定）				i 都道府県又は市町村	iii 認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者					ii 大学等	iv その他加算認定自治体が適当と認める者					④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の中核リーダー等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の中核リーダー等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。						中核リーダー等 賃金改善対象職員数	若手リーダー等 賃金改善対象職員数	人	人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			処遇改善等加算通知Ⅳ	職員の給与明細等 処遇改善等加算適用申請書等
項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定	項目	賃金改善の有無	給与規程等への規定																																																																																													
基本給	有・無	有・無	手当	有・無	有・無																																																																																													
要件																																																																																																		
① 対象職員に対し、中核リーダー又は専門リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																																																		
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね7年以上であるか。																																																																																																		
③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を、中核リーダー等は45時間以上を、専門リーダー等は60時間以上（園内研修を15時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（令和5年度までに15時間以上の研修を修了すること）																																																																																																		
i 都道府県又は市町村	iii 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者																																																																																																	
ii 大学等	iv その他加算認定自治体が適当と認める者																																																																																																	
④ 対象職員（専門リーダー除く。）は、マネジメント研修を15時間以上受講するよう努めているか。																																																																																																		
⑤ 対象職員の賃金改善額は、原則月額4万円となっているか。ただし、月額4万円の賃金改善を行う対象職員を1人以上確保した上で、それ以外の中核リーダー等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができます。																																																																																																		
要件																																																																																																		
① 対象職員に対し、若手リーダー等これらに相当する職位の発令や職務命令が行われているか。																																																																																																		
② 対象職員は、児童施設等への勤務経験がおおむね3年以上であるか。																																																																																																		
③ 対象職員は、以下の実施主体が実施する教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修を15時間以上（園内研修を4時間以内の範囲で含めることができる。）受講するよう努めているか。（必須化は令和6年度の予定）																																																																																																		
i 都道府県又は市町村	iii 認定こども園、幼稚園、保育関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者																																																																																																	
ii 大学等	iv その他加算認定自治体が適当と認める者																																																																																																	
④ 対象職員の賃金改善額は、原則月額5千円となっているか。ただし、(ア)の中核リーダー等に係る賃金改善額において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、(ア)の中核リーダー等への改善額を超えない範囲で月額5千円以上とすることができます。																																																																																																		
中核リーダー等 賃金改善対象職員数	若手リーダー等 賃金改善対象職員数																																																																																																	
人	人																																																																																																	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について（令和3年9月2日、府子本第897号、3初幼教第11号、子保発0902第1号）																																																																																											

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)					
8 処遇改善等加算Ⅲ	<p>(1) 処遇改善等加算Ⅲを職員の賃金改善に充てる際、次の要件を満たしているか。</p> <p>ア 「賃金改善計画書」等を作成し、職員に対して計画の内容を周知しているか。 ※臨時特例事業を実施した施設・事業所にあっては、令和4年度において「賃金改善計画書」を提出することは不要とする。</p> <p>イ 加算当年度の翌年度速やかに、「賃金改善実績報告書」を作成し、提出しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処遇改善等加算通知第6						
9 施設関係者評価加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、次の要件に該当しているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や公表が行われることが確認できる場合、加算の対象となる。</p>	No.	要件	ア	学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。	イ	施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留意事項通知別紙1 VI10	評価の実施状況が分かる書類
No.	要件											
ア	学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。											
イ	施設関係者評価の内容等については、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。											

点検項目	基準内容等の留意点				適	不適	非該当	備考(不適の理由等)	根拠法令(関係法令)	確認すべき事項(資料・帳簿等)
10 施設機能強化推進費加算	(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				留意事項通知別紙1 VI11	取組内容の記録
	注1 《取組みの実施例》 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。									
	注2 防災対策を図る取組に必要となる経費の総額が、おおむね16万円以上見込まれること。									支出対象経費の請求書
	注3 支出対象経費	需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費 役務費 通信運搬費 旅費 普通旅費、日帰旅費、費用弁償 謝金 謝礼金、賞賜金 備品購入費 お散歩カー・避難車、発電機等 原材料費 使用料及び賃借料 使用料、リース料 賃金 時給制職員賃金及びその共済費 委託費 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。								
	●この加算により支出した経費について記載	令和4年度に行った施設の総合的な防災対策を図る取組の内容	左記取組のために支出した経費の総額	左記取組のために支出した経費の内容						
			円							
	(2) 以下の i ~ iv の事業等を複数実施しているか。(実施している事業等にチェック)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	i 幼稚園型一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ii 一時預かり事業(一般型)	子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。) 私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	iii 満3歳児(教育標準時間認定子どもに限る。)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	iv 障害児(軽度障害児を含む)に対する教育・保育の提供	4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。 ※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			実績報告書
	(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年度4月末日までに実績報告書を市長に提出しているか。									

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	備考 (不適の理由等)	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)												
11 小学校接続加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、次の i ~ iii 要件を全て満たして、小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i</td> <td>役割分担の明確化</td> <td>小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>小学校との交流活動の実施</td> <td>授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>接続を見通した課程の編成</td> <td>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組	内容	i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。	ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。	iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI14	申請書(施設名・加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組み等の実施状況が分かる資料等)
No.	取組	内容																	
i	役割分担の明確化	小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。																	
ii	小学校との交流活動の実施	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。																	
iii	接続を見通した課程の編成	小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。																	
12 栄養管理加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(※)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>※</td> <td>「栄養士の活用」の内容</td> <td>活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</td> </tr> </table>	※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI15										
※	「栄養士の活用」の内容	活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。																	
13 第三者評価受審加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		留意事項通知別紙1 VI16	申請書(施設名・加算の適用開始年度・受診状況が分かる資料等) 評価機関との間の契約書等												